

(様式)

大山崎町 実質化された京力農場プラン

市町村名	地域名	(該当集落名)	当初作成年月	更新年月
大山崎町	全域	大山崎・円明寺・山寺・下植野	令和5年3月	—

1 集落(地域)が目指す姿

みんなで力を合わせて地域の農地と農業を守っていく

(2) 今後の地域農業のあり方

課題

- ・高齢化や後継者不足、イノシシやシカ等野生鳥獣による被害等により、休耕地が増加し、農地の荒廃が進むことが危惧されている。
- ・市街化区域内の農地が多く、農地転用が進んでいる。
- ・山林やその付近では土入れや収穫作業など労力を要する高品質なたけのこ生産は、高齢化などにより減少傾向にあり、むしろ放置竹林が増加している。
- ・周辺住民とのトラブル(野焼き、農薬散布、害虫の発生)や宅地化により、都市農地における農業生産環境は低下してきている。

今後、集落(地域)として取り組もうとする内容(該当部分に○印を記入「複数記入可」)

① 他集落との連携	② 新規就農促進・後継者育成	③ 高収益作物の導入・拡大	○
④ 低コスト化	⑤ 営農組織の設立・法人化	⑥ 経営の複合化	
⑦ 6次産業化	○ ⑧ 企業の農業参入(地域参入)	⑨ その他	○

取組内容

- ③ 需要に応じた付加価値の高い米の生産及び収益性の高い高収益な京野菜などの転換生産を推進する
- ⑦ 農作物を耕作するだけでなく、農家自ら農作物の加工商品を作り出す機運を醸成し、その販売を促進していく
- ⑨ ・都市住民が「農業」に触れ合う機会を増やし、農業への興味や関心を深める
- ・地域の保育所や学校と連携し、農作物の収穫体験等により、地域農業をPRする
- ・乙訓猟友会と連携し、捕獲や防除対策を継続して行い、イノシシやシカによる農作物被害を減少させる
- ・町の特産物であるたけのこ、なす、バラの生産を今後も維持していく
- ・農家の生産する農作物を活用し、地域の飲食店と繋がりを持つなど地産地消を推進する
- ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集積を図り、農地の維持、保全を推進する

(3) 産地づくり計画

① 現状(令和3年度)

作目	生産面積 ha	生産額 千円	備考
[土地利用型]			
・ 水稲	7.05	8,281	収穫量 480kg/10a 価格 14,682円/60kg
[野菜]			
・ たけのこ	2.20	14,863	収穫量 1.2t/10a 価格 563円/kg
・ なす	1.53	17,886	収穫量 3.5t/10a 価格 334円/kg
・ オクラ	0.06	963	収穫量 1.4t/10a 価格 1,146円/kg
[花き]			
・ バラ	0.25	6,555	収穫量 69,000本/10a 価格 95円/本

② 目標(令和13年度)

作目	生産面積 ha	生産額 千円	備考
[土地利用型]			
・ 水稲	7.05	8,281	収穫量 480kg/10a 価格 14,682円/60kg
[野菜]			
・ たけのこ	2.20	14,863	収穫量 1.2t/10a 価格 563円/kg
・ なす	1.53	17,886	収穫量 3.5t/10a 価格 334円/kg
・ オクラ	0.06	963	収穫量 1.4t/10a 価格 1,146円/kg
[花き]			
・ バラ	0.25	6,555	収穫量 69,000本/10a 価格 95円/本

③ 地域の特産物づくりの取組方針

・ 品目	水稲、たけのこ、なす、オクラ、バラ
・ 普及方法	チラシや農業委員会だより、町HPやSNSを活用したPRを広く行う。
・ 販売戦略	地産地消を推進し、乙訓地域の朝市などで新鮮な野菜をPRするとともに地域の販路拡大を目指す。また、地域の特徴を活かし、農作物のブランド化を目指す。産地づくり計画の作目に加え、四季に沿った高収益な作物の耕作、販売を促進する。

(4) 将来の農地利用のあり方

- ・地域で協力して現状維持を目指すとともに、規模拡大や農地集積を図りたい地元の担い手農家等による利用を促進する。
- ・維持が困難な場合には、既に行われている農業経営に支障を及ぼさないことを前提に、新規就農者の受け入れを促進する。
- ・アンケート結果を基に農業委員会が個々の農地の貸借需要を鑑み、所有者と耕作者をマッチングさせるシステムを構築する。

(5) 農地流動化のための農地中間管理機構の活用方針

- ・市街化調整区域においては、従来の利用権設定等促進事業による貸借と併せて、農地中間管理事業による貸借を推進していく。

(6) 耕作放棄地の解消に向けた取組

- ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集約を図り、耕作放棄地の発生防止に努める。
- ・イノシシやシカ等野生鳥獣による被害を軽減するため、地域の猟友会との連携による捕獲と防除対策を継続して取り組む。

(7) 目標達成までのプロセス

年 度	取組方針	具体的な内容
令和5年度	③ ⑦ ⑨	③ 需要に応じた付加価値の高い米の生産及び収益性の高い高収益な京野菜などの転換生産を推進する ⑦ 農作物を耕作するだけでなく、農家自ら農作物の加工商品を作り出す機運を醸成し、その販売を促進していく ⑨ ・都市住民が「農業」に触れ合う機会を増やし、農業への興味や関心を深める ・地域の保育所や学校と連携し、農作物の収穫体験等により、地域農業をPRする ・乙訓猟友会と連携し、捕獲や防除対策を継続して行い、イノシシやシカによる農作物被害を減少させる ・町の特産物であるだけのこ、なす、バラの生産を今後も維持していく ・農家の生産する農作物を活用し、地域の飲食店と繋がりを持つなど地産地消を推進する ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集積を図り、農地の維持、保全を推進する
令和6年度	③ ⑦ ⑨	③ 需要に応じた付加価値の高い米の生産及び収益性の高い高収益な京野菜などの転換生産を推進する ⑦ 農作物を耕作するだけでなく、農家自ら農作物の加工商品を作り出す機運を醸成し、その販売を促進していく ⑨ ・都市住民が「農業」に触れ合う機会を増やし、農業への興味や関心を深める ・地域の保育所や学校と連携し、農作物の収穫体験等により、地域農業をPRする ・乙訓猟友会と連携し、捕獲や防除対策を継続して行い、イノシシやシカによる農作物被害を減少させる ・町の特産物であるだけのこ、なす、バラの生産を今後も維持していく ・農家の生産する農作物を活用し、地域の飲食店と繋がりを持つなど地産地消を推進する ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集積を図り、農地の維持、保全を推進する
令和7年度	③ ⑦ ⑨	③ 需要に応じた付加価値の高い米の生産及び収益性の高い高収益な京野菜などの転換生産を推進する ⑦ 農作物を耕作するだけでなく、農家自ら農作物の加工商品を作り出す機運を醸成し、その販売を促進していく ⑨ ・都市住民が「農業」に触れ合う機会を増やし、農業への興味や関心を深める ・地域の保育所や学校と連携し、農作物の収穫体験等により、地域農業をPRする ・乙訓猟友会と連携し、捕獲や防除対策を継続して行い、イノシシやシカによる農作物被害を減少させる ・町の特産物であるだけのこ、なす、バラの生産を今後も維持していく ・農家の生産する農作物を活用し、地域の飲食店と繋がりを持つなど地産地消を推進する ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集積を図り、農地の維持、保全を推進する
令和8年度	③ ⑦ ⑨	③ 需要に応じた付加価値の高い米の生産及び収益性の高い高収益な京野菜などの転換生産を推進する ⑦ 農作物を耕作するだけでなく、農家自ら農作物の加工商品を作り出す機運を醸成し、その販売を促進していく ⑨ ・都市住民が「農業」に触れ合う機会を増やし、農業への興味や関心を深める ・地域の保育所や学校と連携し、農作物の収穫体験等により、地域農業をPRする ・乙訓猟友会と連携し、捕獲や防除対策を継続して行い、イノシシやシカによる農作物被害を減少させる ・町の特産物であるだけのこ、なす、バラの生産を今後も維持していく ・農家の生産する農作物を活用し、地域の飲食店と繋がりを持つなど地産地消を推進する ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集積を図り、農地の維持、保全を推進する
令和9年度	③ ⑦ ⑨	③ 需要に応じた付加価値の高い米の生産及び収益性の高い高収益な京野菜などの転換生産を推進する ⑦ 農作物を耕作するだけでなく、農家自ら農作物の加工商品を作り出す機運を醸成し、その販売を促進していく ⑨ ・都市住民が「農業」に触れ合う機会を増やし、農業への興味や関心を深める ・地域の保育所や学校と連携し、農作物の収穫体験等により、地域農業をPRする ・乙訓猟友会と連携し、捕獲や防除対策を継続して行い、イノシシやシカによる農作物被害を減少させる ・町の特産物であるだけのこ、なす、バラの生産を今後も維持していく ・農家の生産する農作物を活用し、地域の飲食店と繋がりを持つなど地産地消を推進する ・高齢化により耕作ができなくなった生産緑地は「都市農地の貸借の円滑化に関する法律」による貸借等により、中核的農家への農地集積を図り、農地の維持、保全を推進する

2 集落（地域）の農業構造

(1) 農業就業状況(担い手別)

① 現 状（令和3年度）

項目	農業者数 *1 全体								組織数			
	～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人			
集落（地域）の全体数	114	3	10	11	11	39	22	18	0			
中核的担い手	中心経営体	認定農業者 (法認定)										
		認定新規 就農者										
		集落営農 組織*3										
		基本構想 水準到達者										
	その他	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
		その他の中心 となる経営体 *2	1	1		1						
	中心経営体計											
中核的担い手計		1	1		1							

② 計 画（令和13年度）

項目	農業者数 *1								組織数			
	～34才	～44才	～54才	～64才	～74才	～84才	85才～	任意組織	農業法人			
集落（地域）の全体数	114	3	10	11	11	39	22	18	0			
中核的担い手	中心経営体	認定農業者 (法認定)										
		認定新規 就農者										
		集落営農 組織*3										
		基本構想 水準到達者										
	その他	市 町 村 認定農業者 (地域認定)										
		その他の中心 となる経営体 *2		1	1		1					
	中心経営体計											
中核的担い手計		1	1		1							

(2) 中核的担い手の概要

属性	中核的担い手 (氏名) (集落名)	経営者・代表者の年齢	構成員 (従業員)	後継者の有無	現状[令和3年度]		計画[令和13年度]		農地中間管理機構からの借入希望の有無	取組内容	活用が見込まれる施策
					経営内容 (作目)	経営規模 (ha、世帯で所有する農地)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)			
該当なし	Aさん 大山崎町	42 才	名	無	水稲 露地野菜 合計	0.2 ha 0.3 ha 0.5 ha	合計	0.6 ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化	①スーパーL ②強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ③農業経営法人化等支援 ④新集落営農総合対策事業 ⑤農企業者育成事業
該当なし	Bさん 大山崎町	64 才	名	有	水稲 合計	0.1 ha 0.1 ha	合計	0.2 ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化	①スーパーL ②強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ③農業経営法人化等支援 ④新集落営農総合対策事業 ⑤農企業者育成事業
該当なし	Cさん 大山崎町	32 才	名	無	水稲 露地野菜 合計	0.0 ha 0.0 ha 0.0 ha	合計	0.3 ha	無	①新規就農 ②低コスト化 ③複合化 ④法人化 ⑤6次産業化	①スーパーL ②強い農業・担い手づくり総合支援交付金 ③農業経営法人化等支援 ④新集落営農総合対策事業 ⑤農企業者育成事業
経営規模計(ha)						0.60		1.1			

(3) 近い将来農地の出し手となる者と農地

近い将来農地の出し手となる農業者(氏名)	年齢	現状[令和3年度]		計画[令和13年度]		利用しなくなる農地面積(ha)	うち農地中間管理機構への貸付け希望の有無		備考 (今後の役割、意向等)
		経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)	経営内容 (作目)	経営規模 (ha、頭数等)		農地面積 (ha)	貸付等時期	
aさん	73 才	水稲 露地野菜 合計	0.2 ha 0.03 ha 0.23 ha	合計	0.1 ha		0	-	農業をやめたい農地売却希望
bさん	82 才	水稲 露地野菜 合計	0.5 ha 0.2 ha 0.7 ha	合計	0.4 ha		0	-	農業を従として継続農地規模縮小
その他合計		水稲 露地野菜 その他・不明 合計	0.3 ha 0.2 ha 0.2 ha 0.7 ha				0	-	農地規模縮小もしくは売却希望されている農地面積
経営規模等計(ha)			1.6 ha				-	-	

■プラン提出に当たっては個人名の省略を可能とする。

(4) 地域における担い手の確保状況

担い手は十分確保されている / **担い手はあるが十分ではない** / 担い手がいない

(5) 耕地面積及び農地利用状況

①耕地面積(現状 令和3年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地	
26.3	0.1	12.7	0.0	13.5	0.1			0 (0)	0 (0)	0 (0)	
								うち、中 心経営体 の面積			

②耕地面積(計画 令和13年度)

耕地面積								中核的担い手 への地域内の 集積等面積 (上段ha 下段%)			
(ha)	耕作放棄地	水田	耕作放棄地	畑	耕作放棄地	樹園地	耕作放棄地	水田	畑	樹園地	
26.3	0.0	12.7	0.0	13.5	0.0						
								うち、中 心経営体 の面積			

③対象集落(地域)の現状

a	地区内(町全域)の耕地面積	26.3 ha
b	アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕地面積の合計	20.1 ha
c	地区内(町全域)における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	19.5 ha
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.5 ha
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.1 ha
	iii うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	11.9 ha
d	地区内において今後中核的担い手が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5 ha
	(備考)	

(6) 対象地区内における中核的担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針

町内の農地のほとんどが市街化区域内に存在するため、主に都市農地貸借法を活用し、中核的担い手を中心に集約する。加えて入作を希望する他市町村在住の農家の受け入れも促進する(法人含む)

3 集落（地域）営農推進体制

(1) 農地利用調整の組織

・ 現 状	個人対応 農業委員会
・ 計 画	個人対応 農業委員会

(2) 農作業受託などの作業調整組織

・ 現 状	個人対応 JA京都中央
・ 計 画	個人対応 JA京都中央

(3) 農業用施設管理体制（農道、水路、ポンプなど）

・ 現 状	個人対応 各農家組合等
・ 計 画	利用状況に応じた管理体制

4 目指す姿を達成するために必要な農業用機械・施設等整備事業計画 （機械、施設、農地、農道、水路、ポンプ、耕作放棄地解消対策など）

事業主体	取 組 内 容	必要な機械・施設
当プランで位置づけられている中核的担い手	経営の効率化、複合化、収益性の向上、高品質化	高性能かつ町内の農地の規模に合う農業機械（トラクター等）